

平成28年9月23日(金)

## 協会定款抜粋

### 第2章 目的および事業

#### (目的)

第3条 この法人は、諸種の消費者問題について、消費者・消費者団体、行政機関、研究機関、企業その他団体および研究者・弁護士・司法書士などの消費者問題専門家との連携および相互援助を図りながら、～略～ 消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究および提言ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の保護および消費者の権利の実現などに寄与することを目的とする。

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の実態調査・研究に関する事業
- (2) 各種消費者被害の救済活動および被害者への支援に関する事業
- (3) 各種消費者被害の拡大防止を図るため、不当な約款、不当な勧誘行為、不当な廣告その他不当な表示などのは正をすすめる事業
- (4) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など、消費者啓発に関する事業
- (5) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など、事業者への啓発に関する事業
- (6) 事業者の自主ルールに対して、消費者の権利実現の観点から、各種の提言を行う事業
- (7) 消費者団体訴訟制度をはじめとした消費者の権利実現のための法律や政策に関する研究および提言に関する事業
- (8) 消費者問題等に関する県内外の関係団体とのネットワークの構築および交流に関する事業
- (9) 消費者問題等に関する講演会、セミナーなどの企画・運営および研究成果の公表に関する事業
- (10) 消費者教育の推進に関する事業
- (11) 前各号に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第8章 委員会等

### (委員会等)

第52条第1項 この法人は、業務の企画および推進のために、各種委員会を設置することができる。

第2項 委員会等の設置および運営などに関して必要な事項は、理事会または三役理事会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。